

# 大館商工会議所優良従業員表彰規程

- 第 1 条 本商工会議所の会員事業所(以下「事業所」と称する)の従業員で永年勤続し、その成績が優秀なもの、又は功績顕著で他の模範とするに足るものは本規程によって表彰する。
- 第 2 条 本商工会議所に優良従業員表彰審査委員会（以下「委員会」と称する）を設置する。
- 第 3 条 委員会の委員は、会頭、副会頭、専務理事をもって構成する。  
2 委員の任期は役員・議員の任期とする。
- 第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には会頭が当たり、副委員長には、会頭の指名する副会頭を充てる。
- 第 5 条 表彰は下記の区分とする。  
(1) 永年勤続表彰  
同一事業所に 10 年以上勤続し、その成績が優秀で他の模範とするに足るもの。  
①勤続年数 10 年以上にわたる者  
② " 20 年以上にわたる者  
③ " 30 年以上にわたる者  
なお、30 年以上勤続した者は、日本商工会議所会頭との連名により表彰するものとする。  
(2) 特別表彰  
勤続年数にかかわらず、当該事業所の発展に寄与した功績が顕著であって他の模範とするに足るもの。(※1)
- 第 6 条 表彰を受けようとする事業所は別に定める様式によって被表彰者を会頭宛推薦するものとする。
- 第 7 条 委員会は推薦書の記載事項について審査し、第 5 条第 1 項、第 2 項に該当するものを決定する。
- 第 8 条 表彰は会頭名をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。
- 第 9 条 本規程の改廃については、常議員会の承認を得て議員総会に報告するものとする。

※1 次のいずれかに該当することとする。①全国大会出場、②特別な功績

---

## 大館商工会議所優良従業員表彰規程実施要領

- 本規程第 5 条第 1 項による勤続年数とは、同一事業所に中断されることなく勤続した年数を言う。又、この場合本商工会議所管外の事業所に勤続した年数は算入しない。ただし、本社（店）が当所管内にある事業所についてはこの限りではない。
- 本規程による表彰を受けたものは、表彰後 5 年を経過しなければ再度表彰を受けることができない。
- 本規程による表彰は毎年 11 月に行うものとする。
- 本規程第 7 条により受賞者が決定した場合は、一名につき、6,000 円を推薦者が負担するものとする。
- 本表彰規程実施要領は常議員会の承認を得なければ改廃できない。